

京都府農業経営基盤強化促進基本方針

所管課：経営支援・担い手育成課
 根拠となる法律：農業経営基盤強化促進法
 （平成5年度～）

■ 趣旨

認定農業者などの経営感覚に優れた農業経営体の確保・育成や農用地の集積目標等を定める京都府の基本方針を、平成35年を目標に定めました。（平成26年改定）

＜担い手の確保・育成の基本的な方向＞
 意欲ある多様な担い手と集落営農組織・経営感覚に優れた農業経営体の連携・協働による持続性のある地域農業の仕組みづくり

＜推進の視点＞
 「地域内農業経営体の連携・協働」と「他産業・地域間の農商工連携や6次産業化・農業生産工程管理手法の導入などによる経営革新」の推進

■ 方針の指標と目標 <目標年：平成35年>

(1) 農業経営の基本的指標（主たる従事者1人当たり）

	効率的かつ安定的な農業経営	新たに農業を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営
年間農業所得	500万円	250万円
年間総労働時間	2,000時間	2,000時間

(2) 認定農業者等への農用地の利用集積目標

53%

(3) 認定農業者数の目標

1,830経営体

■ 目標達成のための取組

- 農作業受託組織の法人化推進、少数担い手集中型組織への誘導・支援など集落営農組織の農業ビジネス力強化を推進します。
- 農業ビジネス経営体の育成と多様な担い手との連携・協働に加えて経営の段階に応じた研修の実施により、地域雇用の拡大と農業経営体の経営力強化を推進します。
- 意欲ある農業者や地域の事業者が取り組む新たな地域ビジネスを支援し、地域農産物等を活用した農業・農村の農商工連携・6次産業化を推進します。
- 農林水産業ジョブカフェを総合窓口として新規就農希望者の就農・就業を支援するとともに、就農後の認定農業者等へのステップアップも支援します。
- 地域内での活用が困難な農地について、JA・農業法人・市町村公社・企業等の農業生産を指向する事業者の参入誘致を促進します。
- 行政やJA、市町村農業公社など関係機関が連携して地域農業の担い手づくりの推進に取り組みます。
- 生産から消費に至る食の安心・安全確保の取組を府民全体で支える仕組みを構築するため、GAP認証農場を推進します。

